

**要配慮者利用施設における
避難確保計画の作成・活用の手引き
(洪水、雨水出水、高潮、土砂災害、津波)**

令和 4 年 3 月

国土交通省 水管理・国土保全局

目次

| | |
|------------------------------------|--------|
| 用語の定義について | - 1 - |
| 第 1 章 避難確保計画と本手引きについて | - 3 - |
| (1) まえがき | - 3 - |
| (2) 避難確保計画の基本構成 | - 6 - |
| (3) 避難確保計画に関する留意点 | - 8 - |
| 第 2 章 基本的な事項 | - 10 - |
| (1) 計画の目的 | - 10 - |
| (2) 施設の概要 | - 10 - |
| (3) 施設が有する災害リスク | - 10 - |
| 第 3 章 防災体制に関する事項 | - 18 - |
| (1) 防災体制の種類とその確立基準 | - 18 - |
| (2) 事前休業の有無と実施基準 | - 25 - |
| (3) 防災体制確立時の組織構成と役割分担 | - 26 - |
| (4) 防災体制確立時の人員配置 | - 27 - |
| (5) 情報収集と情報伝達 | - 27 - |
| 第 4 章 避難の誘導に関する事項 | - 29 - |
| (1) 避難先の考え方 | - 29 - |
| (2) 避難先 | - 31 - |
| (3) 避難経路 | - 32 - |
| (4) 避難方法 | - 32 - |
| (5) 避難に要する時間と避難開始基準 | - 33 - |
| (6) 緊急安全確保の方法 | - 33 - |
| 第 5 章 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項 | - 35 - |
| (1) 避難に必要な設備とその確保 | - 35 - |
| (2) 避難に必要な装備品や備蓄品とその確保 | - 35 - |
| 第 6 章 防災教育及び訓練の実施に関する事項 | - 37 - |
| (1) 避難確保計画の周知 | - 37 - |
| (2) 防災教育の実施 | - 37 - |
| (3) 避難訓練の実施 | - 37 - |

| | |
|---------------------------------------|--------|
| (4) 避難訓練結果の振り返りと避難確保計画の見直し | - 38 - |
| (5) 市町村への避難訓練結果の報告 | - 39 - |
| 第 7 章 自衛水防組織の業務に関する事項..... | - 40 - |
| 第 8 章 避難確保計画のチェックポイントと地方公共団体の体制 | - 41 - |
| (1) 避難確保計画のチェックポイント | - 41 - |
| (2) 地方公共団体における各部局の連携体制の構築..... | - 51 - |
| 第 9 章 避難訓練の実施ガイド..... | - 54 - |
| (1) 訓練実施にあたって | - 54 - |
| (2) 訓練の種類と概要 | - 55 - |
| (3) 訓練計画の立案と訓練の実施 | - 58 - |
| (4) 訓練結果の振り返りと避難確保計画の見直し | - 60 - |
| (5) 訓練結果の市町村への報告 | - 60 - |
| 第 10 章 タイムライン作成参考資料..... | - 62 - |
| (1) タイムライン作成の意義..... | - 62 - |
| (2) タイムライン作成にあたっての留意点..... | - 62 - |
| (3) タイムラインのひな型 | - 63 - |
| (参考)タイムラインの記載手順..... | - 64 - |
| 第 11 章 付属資料(避難確保計画の様式集) | - 65 - |

用語の定義について

| 用語 | 意味 |
|-------------|--|
| 水害 | 洪水、雨水出水、高潮、津波により生じる被害をいう。 |
| 土砂災害防止法 | 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の略称。 |
| 津波法 | 「津波防災地域づくりに関する法律」の略称。 |
| 要配慮者利用施設 | 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設。 |
| 家屋倒壊等氾濫想定区域 | 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域。 |
| 土砂災害警戒区域 | 土砂災害が発生した場合に居住者等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。 |
| 土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ居住者等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。 |
| 屋内安全確保 | 洪水及び高潮等において、住宅構造の高層化や浸水想定(浸水深、浸水継続時間等)等を考慮し、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等において上階への移動や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保すること。 |
| 立退き避難 | 災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等において命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、対象とする災害から安全な場所に移動すること。 |
| 施設管理者等 | 要配慮者利用施設等の所有者又は管理者をいう。 |
| 施設利用者 | 要配慮者利用施設の利用者をいう。 |
| 施設職員 | 要配慮者利用施設の職員をいう。 |
| 避難支援協力者 | 施設利用者の家族、避難支援の協力を得ることとしている外部協力者をいう。 |
| 総括指揮者 | 要配慮者利用施設等の所有者又は管理者など、水害または土砂災害が発生するおそれがあるときに全体を指揮する者をいう。 |
| 情報連絡班 | 水害または土砂災害が発生するおそれがあるときに、主に防災気象情報の収集や情報の伝達を担当する班をいう。 |
| 避難誘導班 | 水害または土砂災害が発生するおそれがあるときに、主に施設利用者の避難支援(避難誘導)を担当する班をいう。 |

| 用語 | 意味 |
|----------------|---|
| 装備品等準備班 | 水害または土砂災害が発生するおそれがあるときに、主に避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備する班をいう。 |